



来週の投資戦略 (9/19-22)

日米金融トップの会見に注意

2023年9月17日

小松 徹

注目事項 - 見所

- 9月19-20日、米連邦公開市場委員会 (FOMC) — 今回は利上げ見送りだが・・・
- 9月19日、OECD 経済見通し — 米国は上方修正？日中欧は下方修正？
- 9月22日、8月の消費者物価指数 (CPI) — 前年比+3.0%、コアは前年比+4.3%？
- 9月21-22日、日銀、金融政策決定会合 — 現状維持？

株式市場見通し

先週のわが国の株式市場はほぼ全面高となった。特に市場を牽引したのは割安株だった。TOPIX500 割安株指数は+4.4%と同成長株指数の+1.6%を大幅に上回った。業種別では石油・石炭製品+8.3%、電力・ガス業+7.5%で、下落業種がなかった。岸田第2次改造内閣が補正予算を組んでガソリン補助金を、電力・ガス料金の補助金を継続する可能性を材料視したようだ。複数の電力会社から原発の再稼働予定も発表された。来週の注目点は日米の金融政策で、現時点ではともに現状維持と見る。ただし、パウエル連邦準備理事会 (FRB) 議長と植田日銀総裁の記者会見には注意したい。

水曜日終了 (日本時間木曜日早朝) の FOMC では、今回は利上げが見送られると予想される。先週発表の8月の消費者物価指数を含めて、エネルギー価格の上昇が気になるが、賃金を含めたサービス価格は安定している。急いで利上げするよりも、これまでの利上げ成果を見届けようとする考えだ。したがって、議長の記者会見では次回もデータ次第で判断するということになる。もし、最後になるかもしれないというニュアンスを出そうものならナスダック市場中心に上昇しよう。

わが国では金曜日昼に日銀の金融政策決定会合の結果が発表される。植田総裁になってから、発表時刻が遅れ気味になっているため、市場参加者は何か変更があるのではないかと疑ってきた。確かに微調整と言えるようなことはあったが、先週一部大手紙で報じられたような「マイナス金利解除」に近いような言葉は声明文にはもちろん、記者会見でも出ないだろう。そうすると、株式市場が閉じてから、質疑応答の段階で為替相場が大きく変動する可能性もあろう。

最後に、割安株について補足すると、年初来の同指数は+36.2%と成長株指数の+21.8%を大きく上回っている。これは東京証券取引所の強い指導もあるが、それに乗じた投資家の動きもある。先週ここでアクティブ上場投資信託 (ETF) について簡単に説明したが、シンプレックス・ホールディングス (4373) が運用する PBR 1 倍割れ解消推進 ETF (2080) は一部紙面で報じられたこともあり、人気化しそうだ。名前がとてもキャッチーでコード番号も覚えやすい。同 ETF のポートフォリオには 450 銘柄以上が組み込まれており、上場以来7日間で 4.1%上昇、TOPIX だけでなく、他のアクティブ ETF を大きく上回っている。

KPA の投資戦略

ロング (買い)	ショート (売り)
好財務の割安株、今期増益株	高 PB 低位株、高 PE 新興株

(注) ヘッジ・ファンド向け戦略としての一例。投資期間は半年程度を想定。



本レポートは、情報提供の目的のみでご利用者に提供されるものであり、有価証券売買に関する何らかの申し込みまたは勧誘を意図するものではありません。本レポートに記載されるすべての意見および予測は、レポートの日付時点におけるコマツ・ポートフォリオ・アドバイザーズ(以下、KPA)の判断であって、予告なしに変更される場合があります。KPAは本レポートに記載される情報もしくは分析がすべてのご利用者にとって適切であるとの表明を行うものではありません。ご利用者は、投資に伴うリスクとメリットがご自身にとって適切であるかどうか、自己の責任で判断して頂きます。KPAは本レポートについてその正確性、完全性または適時性を保証していません。KPAはいかなる保証も行わないことを明確にしています。KPAは本レポートに記載される情報もしくは分析にご利用者が依拠した結果として被る可能性のある直接的あるいは間接的な損害について責任を負いません。本レポートについての知的財産権はKPAに帰属し、著作権、特許権、商標権その他の知的財産権に関する法令により保護されています。本レポートを印刷した場合も、その印刷物の著作権は、KPAに帰属します。ご利用者は個人的利用を目的としたバックアップのためにのみ印刷、複製することができます。プリントアウトした印刷物や複製したデータを、個人的利用以外の目的で使用することはできません。ご利用者は、本レポートを、有償・無償を問わず、第三者に提供することはできません。また、これを改変、修正することはできません。本規定にご利用者が違反した場合、KPAは金銭的な損害賠償を含む救済手段を請求する権利があります。本レポート執筆時点で、KPA 役員あるいはお客様はシンプレックス・ホールディングス、PBR1 倍割れ解消推進 ETF を保有しています。